

# 東京大学スポーツ先端科学連携研究機構研究プロジェクト専門委員会内規

令和3年5月12日制定

令和6年5月 8日改正

## (設置)

第1条 東京大学スポーツ先端科学連携研究機構運営委員会内規（以下「運営委員会内規」という。）第8条第1項の規定に基づき、東京大学スポーツ先端科学連携研究機構研究プロジェクト専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 東京大学スポーツ先端科学連携研究機構の研究プロジェクトに関する事項
- (2) その他東京大学スポーツ先端科学連携研究機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）から付託された事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

## (委員長)

第4条 委員長は、機構長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

## (委員)

第5条 委員は、運営委員会内規第8条第2項に基づき、次に掲げる者の内から機構長が委嘱する。

- (1) 副機構長
- (2) 運営委員会委員
- (3) 前各号に掲げる者のほか本学教員のうち委員長が必要と認めた者

## (任期)

第6条 前条第2号及び第3号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (事務)

第7条 委員会の事務は、教養学部等事務部において処理する。

## (補則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

この内規は、令和３年５月１２日から施行し、令和２年１２月１日から適用する。

附 則

- １ この内規は、令和６年５月８日から施行する。
- ２ この内規の施行の際現に任命されている委員の任期は、第６条第１項の規定にかかわらず、令和７年３月３１日までとする。